

監査公告第 22 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による政策戦略部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

政策戦略部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年1月11日から令和3年2月10日まで

第3 監査の対象

政策戦略部の令和2年度（令和2年12月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 個別施設計画の全庁的な策定が計画的に進められているか。
- (4) 指定管理者制度の運営ガイドライン策定の進捗管理が適正にされているか。
- (5) 加賀市の MaaS 推進事業の実施内容が事業計画に沿った内容になっているか。
- (6) IOT 人材育成事業の実績内容が適切に行われているか。
- (7) アバターの社会インフラ導入に向けた実証事業の内容が適切に行われているか。
- (8) 自治体情報システムの統一化に向けた市の対応が検討されているか。
- (9) マイナンバーカードの独自利用に関する検討が行われているか。
- (10) 加賀 P O T A L サイトの必要性は保たれているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・スーパーシティを目指した加賀市の取り組みについて、次のとおり意見を付す。

加賀市スーパーシティ構想を推し進めるため、全体の企画調整やM a a Sを始めとした地域のデジタル化、行政のデジタル化と人材育成、広報広聴といった主要な分野をスマートシティ課に統括させたことは、これまでの各種実証事業等の経緯からも、合理的な体制整備がなされたものと思われる。後は自信を持って事業を進めてもらいたい。直ぐそこまで来ているデジタル社会や次世代の仕事の在り方をしっかりと見据え、いずれの分野も出遅れることなく、計画的・効率的に取り組みを推進されることを期待している。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別記

政策戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 交際費の公表状況について
(企画調整分野)
2. 公共施設マネジメントの推進について
3. 個別施設計画の全庁的な計画概要と次年度の対応について
4. 指定管理者制度の運用ガイドラインの策定状況について
(地域デジタル化分野)
5. スマートシティの推進について
6. M a a S実証事業の状況について
7. 他市事例と比較した加賀市のM a a S推進事業の内容と進捗について
8. スマート加賀 IOT 推進事業について
9. 令和2年度 IOT 人材育成事業の具体的内容について
10. アバターの社会インフラ導入に向けた実証内容と今後の展開について

11. ロボレーブ世界大会の延期について

(行政デジタル化分野)

12. 行政デジタル化の推進について

13. マイナンバーカードの独自利用に関するこれまでの取り組み結果について

14. 自治体情報システムの統一化の状況と今後の市の対応について

(広報広聴)

15. 加賀POTALサイトの稼動実績と今後の必要性について

16. シティプロモーションの推進について